

大河原町農地貸借情報

平成21年12月15日施行の改正農地法により、農業委員会で定めていた農地の標準小作料制度は廃止され、これに代わるものとして「貸借料情報」を提供することとなりました。

令和5年1月から令和5年12月までに締結(公告)された貸借における貸借料水準(10aあたり)は以下のとおりとなっております。近年の肥料高騰などにより米の生産費が上昇し、それに伴って貸借料も下記の平均額を下回っています。

なお、貸借料のうち最高額が18,000円となっているものは大豆、麦、飼料作物などの交付金が含まれている場合があります。

令和6年3月

大河原町農業委員会

1 田(水稲)の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
大河原地区	6,273 円	10,742 円	5,364 円	40件	(令和5年データ)
金ヶ瀬地区	5,787 円	8,239 円	4,629 円	105件	(令和5年データ)
ほ場整備地区	13,666 円	18,000 円	6,529 円	9件	(令和5年データ)
平均	6,374 円	18,000 円	4,629 円	154件	(令和5年データ)

2 畑(普通畑)の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
大河原地区	—	—	—	—	
金ヶ瀬地区	—	—	—	—	
大河原町平均	4,000 円	—	—	—	(平成22年データ)

<説明>

※1 データ数は、集計に用いた筆数である。

※2 貸借料を物納(玄米)としている場合、60kg当たり11,000円(令和6年当初[令和5年産米])に換算している。

※3 「大河原町平均」の平均額は、各区分の加重平均した値である。